厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

【医療機関・薬局の方々へ】
オンライン診療等｜オンライン資格確認の導入が始まります

令和5年11月時点更新

厚生労働省保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

1. オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

1. オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン診療等におけるオンライン資格確認とは

オンライン診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では

- マイナンバーカードを利用して患者自身のモバイル端末等やPCを用いて、マイナ在宅受付Webを通じて資格情報等を取得することができます。
- マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意取得時からオンライン診療等の実施日まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となります。

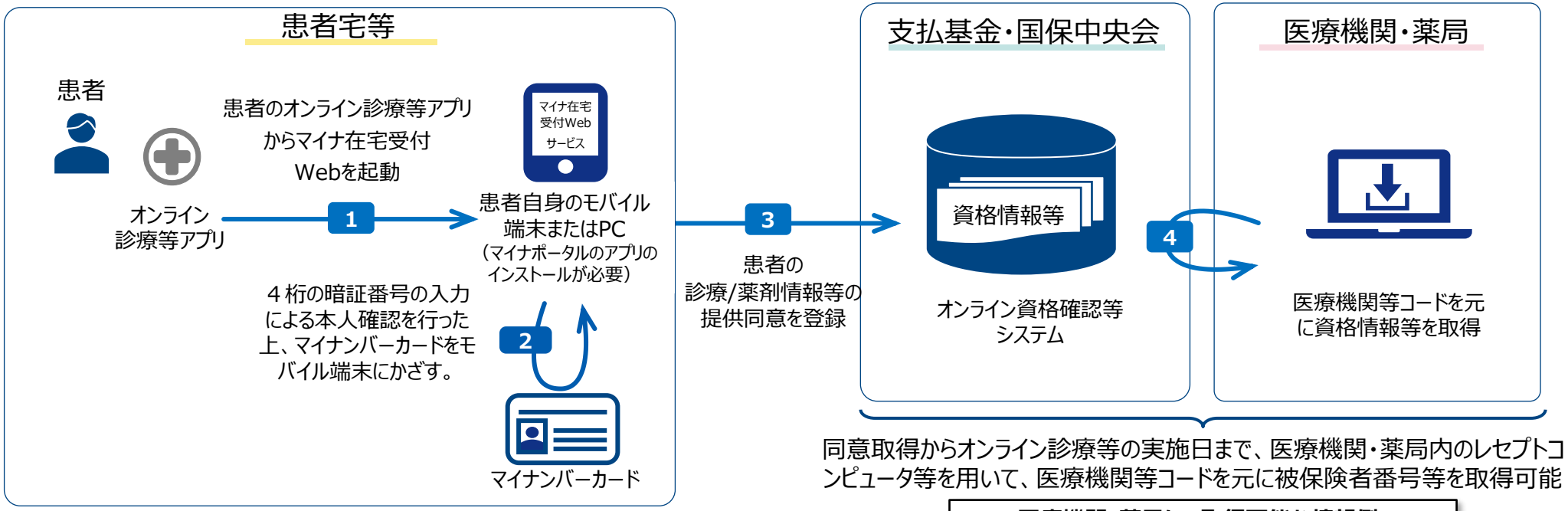

同意取得からオンライン診療等の実施日まで、医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等を用いて、医療機関等コードを元に被保険者番号等を取得可能

医療機関・薬局にて取得可能な情報例

- 氏名、性別、生年月日、住所
- 被保険者証区分
- 被保険者記号番号/枝番/証区分
- 被保険者証有効開始/終了年月日
- 保険者名称
- 負担割合情報

オンライン診療等におけるオンライン資格確認とは
資格情報、診療/薬剤情報、特定健診等情報の取得

マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得することで、医療機関・薬局内では同意取得時からオンライン診療等の実施日までを同意の有効期間として資格情報、診療/薬剤情報、特定健診等情報の取得が可能となります。

患者宅等

患者

４桁の暗証番号の入力による本人確認を行った上、マイナンバーカードをモバイル端末にかざす。

マイナンバーカード

マイナ在宅受付Web サービス

患者自身のモバイル端末またはPC
（マイナポータルのアプリのインストールが必要）

マイナンバーカードで本人確認を行い、
資格情報の取得を可能にするとともに、診療/薬剤情報、特定健診等情報の閲覧に対して同意を行う

※同意は、同意取得時点からオンライン診療等の実施日まで（予約（同意）取消しがなされない限り）は有効となります。

医療機関・薬局

医療関係者

同意取得からオンライン診療等の実施日までは
資格情報、診療/薬剤情報、
特定健診等情報の取得が可能

※診療/薬剤情報、特定健診等情報を取得する際は、事前にオンライン資格確認等システムから被保険者番号等を取得する必要があります。

支払基金・国保中央会

資格情報等

オンライン資格確認等システム

※診療/薬剤情報は、**電子レセプトから抽出された情報**となります。
※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報となります。

オンライン診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（概要）

○ 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、患者本人のモバイル端末またはPCを用いて実施する※。
なお、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する都度行う仕組みとする。

※ Webサービス（居宅同意取得用）へのアクセスは、オンライン診療等アプリとAPI連携を行う。また、患者本人がWebサービス（居宅同意取得用）へ直接アクセス可能な仕組みも実装予定。

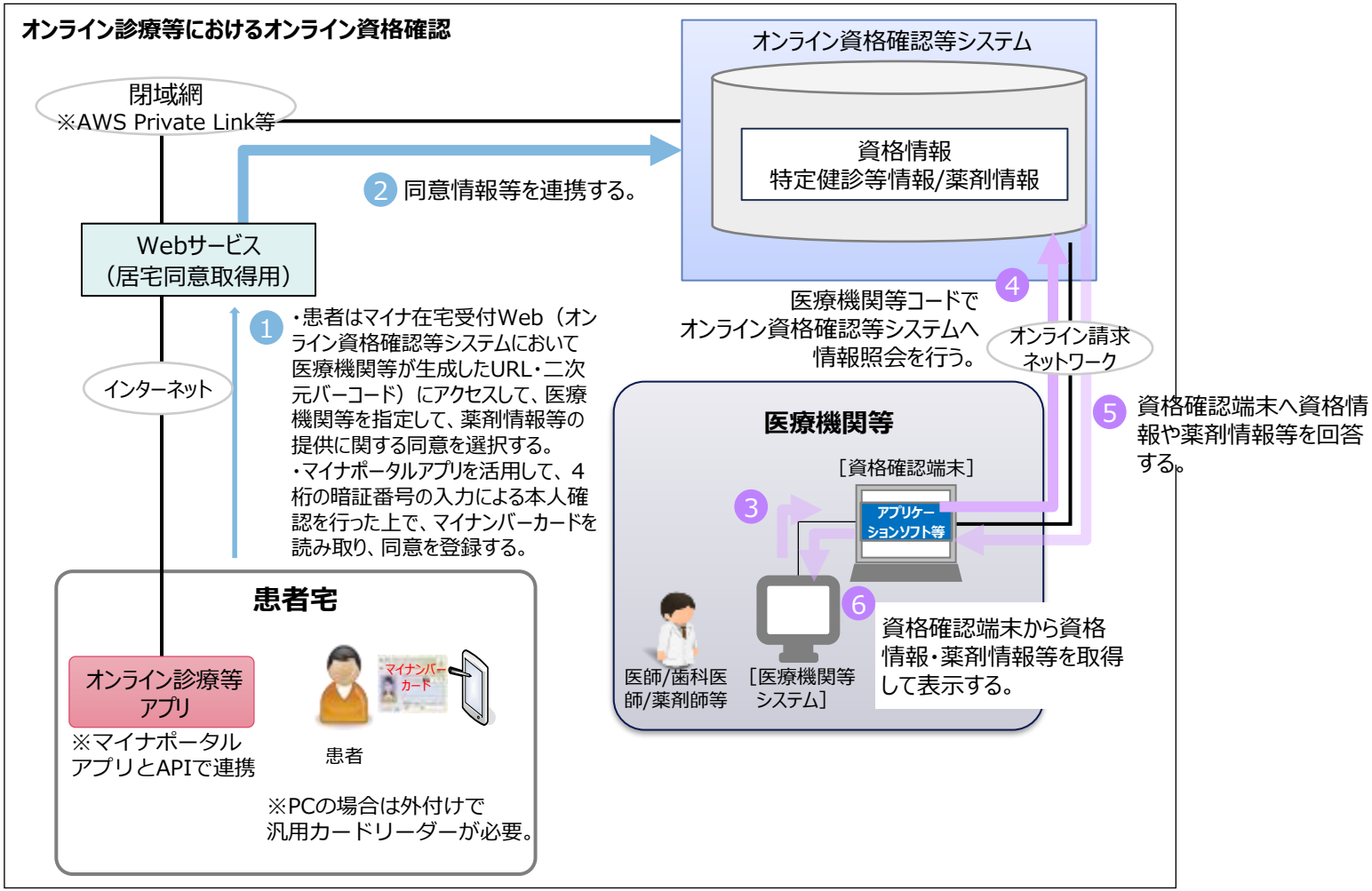

（参考）居宅同意取得型のオンライン資格確認の仕組み

訪問診療・訪問服薬指導等

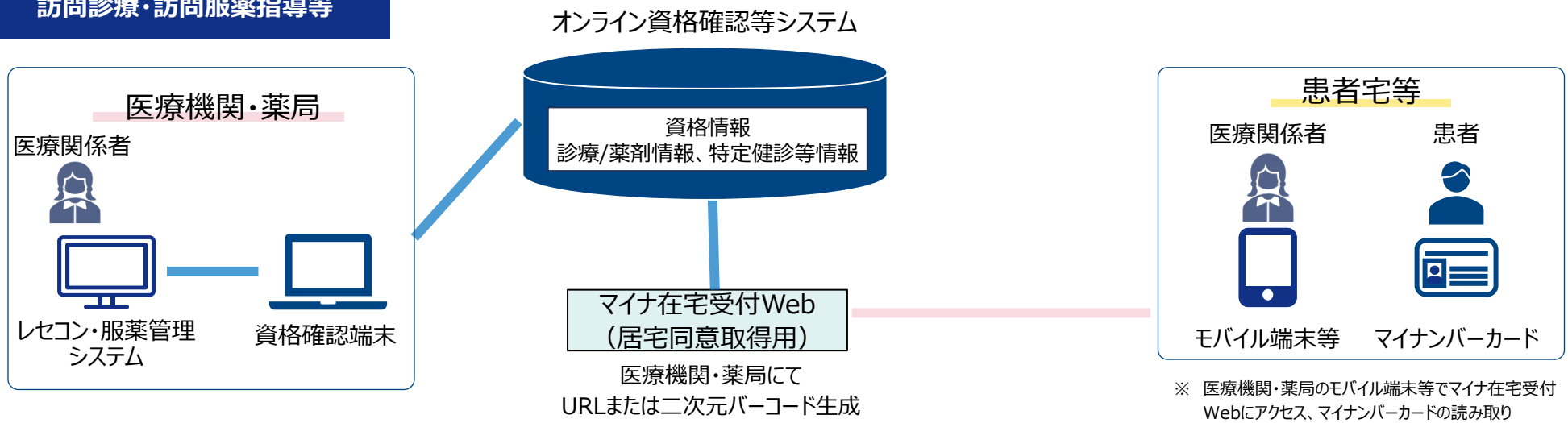

※ 医療機関・薬局のモバイル端末等でマイナ在宅受付Webにアクセス、マイナンバーカードの読み取り

オンライン診療・オンライン服薬指導

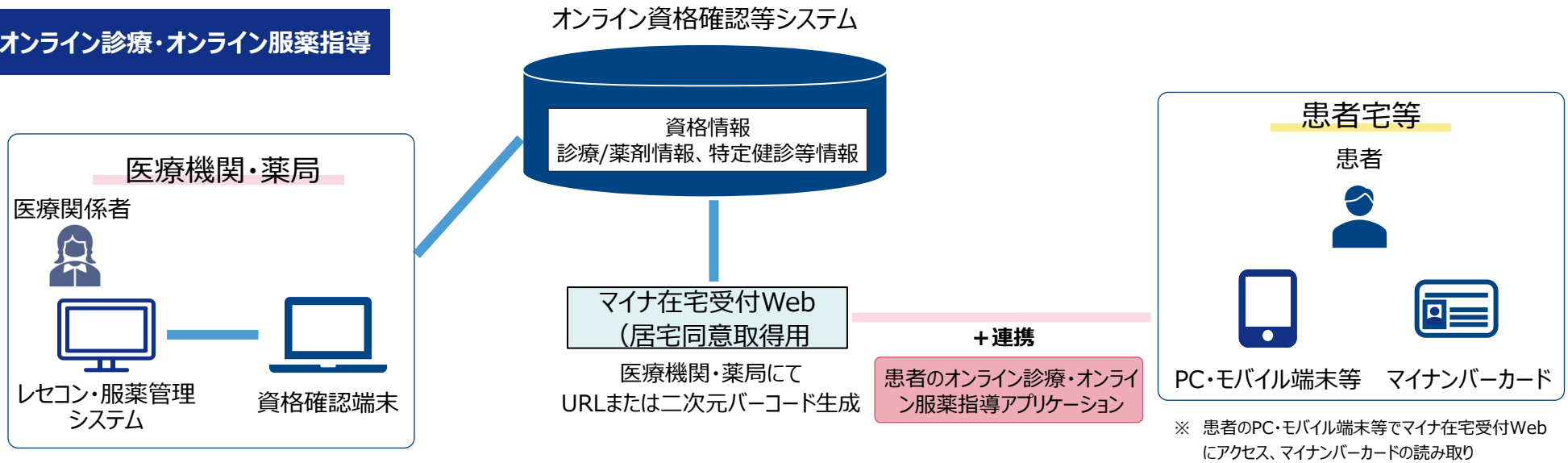

※ 患者のPC・モバイル端末等でマイナ在宅受付Webにアクセス、マイナンバーカードの読み取り

（参考）オンライン資格確認における本人確認方法について

○ 外来／訪問診療等／オンライン診療等によって、患者の本人確認に用いる機器や認証方法が異なります。

	外来	訪問診療・訪問服薬指導等	オンライン診療・オンライン服薬指導
機器	**医療機関・薬局の** **顔認証付きカードリーダー** 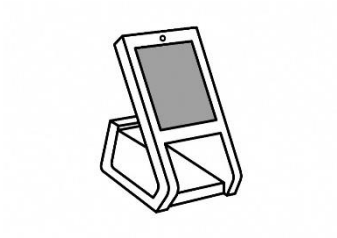	**医療機関・薬局の** **モバイル端末やノートパソコンで** **「マイナ在宅受付Web」にアクセス** 	**患者の** **モバイル端末やパソコンで** **「マイナ在宅受付Web」にアクセス**
認証方法	✓ 顔認証 ✓ 4桁の暗証番号 ✓ 目視確認（※） ※ 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認	✓ 4桁の暗証番号 ※ 令和6年10月に目視確認を追加実装の予定	✓ 4桁の暗証番号

医療機関・薬局での事前準備
「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコード取得方法

- 各医療機関・薬局の事前準備として、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成・取得する必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《医療機関等別URL取得・変更》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリックします。クリックすると、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成します。
- 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロードして、ご利用ください。

医療機関・薬局での事前準備

資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く
[メニュー]にある《医療機関等別URL取得・変更》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリック

表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロード

予約時に行うこと
マイナ在宅受付Webにおける同意登録の手順（1/2）

- マイナ在宅受付Webの資格確認においては、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 患者がモバイル端末等から医療機関等のWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、同意の有無を選択します。（1）
- 患者において、登録する同意情報の内容を確認します。（1）

患者宅等(オンライン診療等アプリ) ▶ **薬剤情報等の提供同意取得（マイナ在宅受付Web）**

①患者がオンライン診療等アプリでマイナ在宅受付Webを起動または医療機関等のURL、二次元バーコードから読み込み

オンライン診療等アプリ

または

医療機関等のURL
二次元バーコード

②薬剤情報等の提供について、患者において同意の有無を選択

次頁へ

予約時に行うこと
マイナ在宅受付Webにおける同意登録の手順（2/2）

- 患者のモバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移した後に、患者が４桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います。（2）
- 「マイナ在宅受付Web」に薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。

本人確認（マイナポータル）

③患者が４桁の暗証番号を入力　④患者がマイナンバーカードをかざす

同意登録

⑤同意登録が完了。

予約確認時に行うこと「資格情報の確認」の手順

- 予約時に資格情報の取得・同意登録が正常に完了した後、医療機関等のレセプトコンピュータ等を用いて、医療機関等コードを元に患者の被保険者番号等を取得できます。また、医療機関等ごとに任意で照会番号（診察券の番号など）を登録することで診療等前の照会をスムーズに行うことができます。

資格情報の要求・結果確認

レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の要求・結果を確認

照会番号登録

医療機関等ごとに任意で照会番号（診察券の番号など）を登録し、次回の診療等前の照会をスムーズに行うことも可能

※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異があります。

診療等前に行うこと「照会」の手順

- 診療等前に、患者の最新の資格情報と患者の同意に基づき薬剤情報等の閲覧を行う際は、レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成します。
- 作成したファイルをオンライン資格確認等システムにアップロードし、アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロードをしてください。
- 薬剤情報等を閲覧する際は、レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力してください。患者から同意を取得している場合のみ、薬剤情報等を閲覧することができます。

診察等する患者情報をアップロード

レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求フ ァイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード

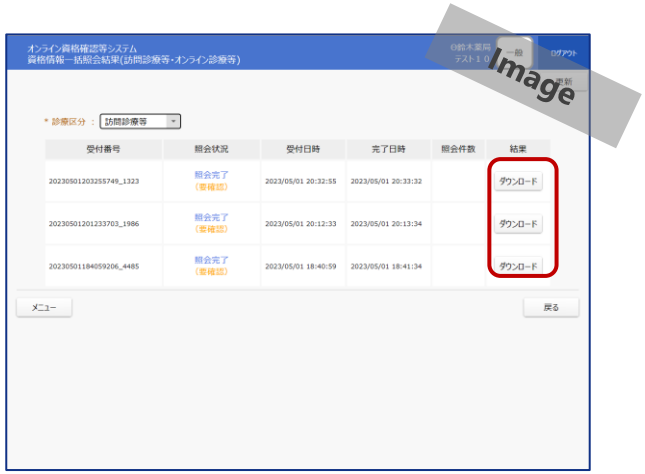

薬剤情報等の閲覧

レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力し、患者の情報を検索

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編) 」を参照ください。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

1. オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入に向けた準備作業の概要

1. 見積依頼・発注（令和5年11月～）

1-1 見積のご相談・ご依頼

システム導入の実態を踏まえた見積依頼を行ってください

◆主な見積対象

レセプトコンピュータ（機能追加のためのシステム改修）

＜ ☑チェックリスト＞

- □ 見積のご相談・ご依頼

1-2 発注

システム事業者から受領した見積内容を確認し、発注を行ってください

◆発注までの流れ

見積内容の確認

発注（契約）

＜ ☑チェックリスト＞

- □ 発注

2. 導入・運用準備（令和5年11月～）

2-1 導入

居宅同意取得型に対応するためのレセプトコンピュータの機能追加に係る改修を実施し、運用テストを行ってください

◆導入準備例

レセプトコンピュータの機能追加のための改修

＜ ☑チェックリスト＞

- □ レセプトコンピュータの機能追加のための改修
- □ 運用テスト

2-2 運用準備

オンライン資格確認の導入を踏まえ、オンラインでの受付業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください

◆運用準備例

オンラインでの受付業務の確認

＜☑チェックリスト＞

- □ オンラインでの受付業務等の変更点の確認

3. 補助金申請（導入完了後）

3-1 補助金申請

ポータルサイト等の掲載内容を確認し、ポータルサイトを通じて補助金の申請を行ってください

◆補助金申請方法

ポータルサイトから申請

＜☑チェックリスト＞

- □ 必要書類の受領/準備(領収書等)
- □ 補助金申請
  ※別途申請方法はご案内します

上記は一般的な準備のステップとなります。医療機関・薬局におけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、詳細はシステム事業者へご確認ください！
※各準備作業内容における詳細は、「【医療機関・薬局の方々へ】オンライン診療等｜オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」をご参照ください。

シカク君

オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入に向けたスケジュール

オンライン診療等におけるオンライン資格確認は、令和6（2024）年4月に運用開始予定です。

オンライン診療等における医療機関・薬局に対する財政支援
（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

1．事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
  - レセプトコンピュータの改修

2．補助内容

	補助率	補助限度額 （オンライン診療・オンライン服薬指導）
病院	1／2	39万円 ※事業額上限78.1万円
大型チェーン薬局	1／2	6.5万円 ※事業額上限13万円
診療所・薬局	3／4	9.7万円 ※事業額上限13万円

※　事業額上限は、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

1. オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ポータルサイトのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。
オンライン診療等におけるページを設けています。
定期的に本ポータルサイトへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm

アクセスはこちらからも可能です ▶

問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等コールセンター

電話

- **営業時間:** 平日8:00～18:00　土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）
  ※問い合わせの際には、はじめに医療機関等コード、医療機関・薬局名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせフォーム

- **操作手順**
  返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
  ※回答までに日数を要する場合があります。

アクセスはこちら

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

1. オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

よくあるご質問

Question	Answer
Q１.患者がマイナンバーカードを保有していない場合はどうすればいいですか？	A.マイナンバーカードを保有していない場合は、現行の健康保険証または資格確認書※（令和６年秋の保険証廃止以降）により資格確認を行うこととなります。 ※　資格確認書は、マイナ保険証を保有していない方全てに対して、当分の間、申請によらず交付する予定です。
Q2. 患者から診療/薬剤情報、特定健診等情報の取得可能な期間はどのぐらいですか？	A.患者が同意登録を行っていただいた時点から、診療当日まで、診療/薬剤情報、特定健診等情報を取得できます。
Q３.薬剤情報等の提供の同意を取得できなかった場合はどうなりますか。	A.薬剤情報等の医療情報については、マイナンバーカードを利用した本人確認を行った上で、利用者から同意を得た場合に提供されます。マイナンバーカードによる本人確認または患者の同意がなかった場合は、提供されません。

＜参考＞用語集

用語	内容
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード。 ICチップにJPKI認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
オンライン資格確認等システム	支払基金・国保中央会が管理しているシステムで、保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた医療機関等からの照会を受けて、患者の保険資格情報等を提供するもの。
オンライン診療等	オンライン診療、オンライン服薬指導の総称。
モバイル端末又はPC	患者宅等にてオンライン診療時にオンライン資格確認等を行うための患者のスマートフォン・タブレット等の端末又はPC。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。 国保中央会と共にオンライン資格確認等システム・オンライン請求システムの運用主体となる団体。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称。 支払基金と共にオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
システム事業者	医療機関・薬局のシステム（レセプトコンピュータ/医事会計システム等）の開発・導入事業者。

＜参考＞外来診療等によるオンライン資格確認との違い

			外来診療等におけるオンライン資格確認	オンライン診療等におけるオンライン資格確認
オン資実施に関する基礎情報	初診	実施主体	患者本人	
		実施場所	医療機関等窓口	患者宅または施設
		利用端末	顔認証付きカードリーダー	モバイル端末又はPC ※患者自身の端末
		実施機会	外来診療等時	予約時
		認証方法	顔認証・暗証番号・目視確認	暗証番号 ※患者本人が同意内容や暗証番号の入力が難しい場合、患者の家族や代理人等において同意内容や暗証番号の入力を支援することが可能
	再診		初診（初回）と同様	
資格情報	取得方式		本人認証後、 資格確認端末へ自動格納	本人認証後、 医療機関コード等で照会し、資格確認端末へ格納
診療/薬剤情報、特定健診等情報	取得方式		被保険者記号・番号・生年月日等で照会し、 資格確認端末へ格納	被保険者記号・番号・枝番・生年月日等で 照会し、資格確認端末へ格納
	取得可能期間		同意取得時点から24時間	同意取得時点からオンライン診療・服薬指導の実施日まで